

東日本大震災における固定資産税の特例措置について

東日本大震災により滅失・損壊した土地、家屋及び償却資産（以下資産）、若しくは東日本大震災により警戒区域設定指示区域内に所在した資産の代替となる資産を取得した場合、固定資産税の特例措置を受けることができます。下記に該当する方は申告することによりこの特例を受けることができますので、後段の申告の要領により申告してください。

東日本大震災関係

●土地に対する特例

（１）被災住宅用地の特例について

特例の概要

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）について、被災後10年度分、当該土地住宅用地とみなし、住宅用地の価格（課税標準）の特例を継続させる。



【対象者】

- ① 被災年度に係る賦課期日（平成23年1月1日）における所有者
- ② 震災の発生した日の属する年（平成23年）の1月2日から当該震災等の発生した日の前日（平成23年3月10日）までの間に土地の全部又は一部を取得した者
- ③ ①、②の者から土地の全部又は一部を相続等により取得した者
- ④ ①、②が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

※ この特例については申告の必要はありません。職権により特例を継続します。

※ 被災住宅用地の特例と震災代替用地特例は併用可能。

<参考>住宅用地の価格（課税標準）の特例とは

居住用の家屋が建っている土地は、住宅用地の特例が受けられます。

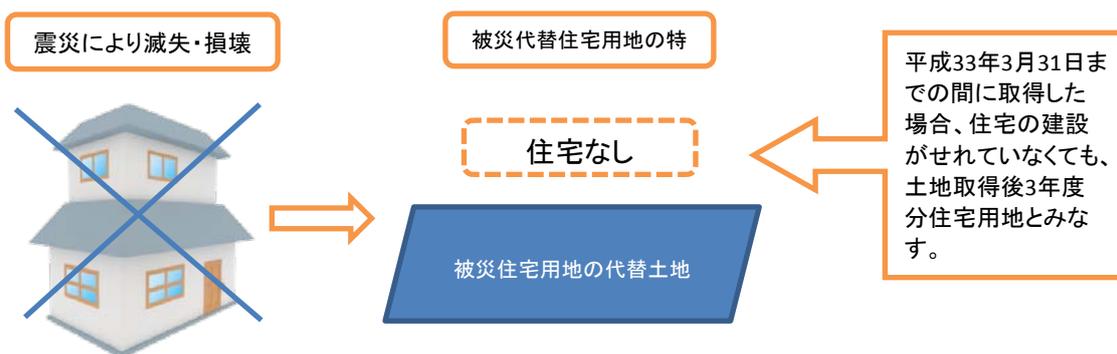
- ・小規模住宅用地：200平方メートル以下（評価額×1/6＝課税標準額）
- ・一般住宅用地：200平方メートル超（評価額×1/3＝課税標準額）

(2) 被災代替住宅用地の特例について

特例の概要

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地の代替土地を平成33年3月31日までの間に取得した場合、当該代替土地のうち被災住宅用地相当分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の価格（課税標準）の特例を適用。

※本来、住宅用地の価格（課税標準）の特例は、住宅が建設されている土地のみ適用可能。



【対象者】

- ① 被災住宅用地の所有者(当該土地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む)
- ② 被災住宅用地の所有者に相続が生じたときの相続人
- ③ 被災住宅用地の所有者の三親等内の親族で、被災代替土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居予定である者
- ④ 被災住宅用地の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人または合併により設立された法人等

【必要添付書類】

- ① 被災住宅用地及び土地の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地等を証明する書類
⇒「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」及び「商業登記簿謄本（法人のみ）」
- ② 被災した住宅が東日本大震災により滅失、損壊した旨を証する書類
⇒「被災証明書」及び「解体契約書等」
- ③ 被災住宅用地が平成23年度分の固定資産税について住宅用地特例の適用を受けたことを証する書類
⇒「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書等」
- ④ 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類
⇒「住宅建築請負契約等」
- ⑤ 被災住宅用地の面積及び代替土地の面積を証する書類
⇒「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書等」及び「不動産登記事項証明書」又は「土地売買契約書」
- ⑥ 相続人等が特例の適用を受けようとする場合は、相続人等に該当する旨を証する書類
⇒「戸籍謄本等」
- ⑦ その他、町が必要と認める書類

※ 被災住宅用地が矢吹町に所在する場合については、「平成23年度固定資産課税台帳登録記載証明書の添付は必要ありません。

※ 被災住宅用地特例と被災代替用地特例は併用可能。

●家屋に対する特例

(3) 被災代替家屋の特例について

特例の概要

東日本大震災により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分を2分の1、その後の2年度分を3分の1に税額を軽減します。



【対象者】

- ① 被災家屋の所有者（当該家屋が共有である場合には、その持分を有する者を含む）
- ② 被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人
- ③ 被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- ④ 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人または合併により設立された法人等

【必要添付書類】

- ① 被災家屋の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地等を証明する書類
⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」及び「商業登記簿謄本（法人のみ）」
- ② 被災した家屋が東日本大震災により滅失、損壊した旨を証する書類
⇒ 「罹災証明書」及び「解体契約書等」
- ③ 被災家屋が存したことを証明する書類
⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書等」
- ④ 震災特例の適用を受けようとする代替家屋の詳細を明らかにする書類
⇒ 「不動産登記事項証明書」又は「建築確認申請書」若しくは「建築図面等」
- ⑥ 相続人等が特例の適用を受けようとする場合は、相続人等に該当する旨を証する書類
⇒ 「戸籍謄本等」
- ⑦ その他、町が必要と認める書類

※ 被災家屋と代替家屋は同じ用途であることが条件となります。

※ 被災家屋は東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋で、解体撤去又は売却等の処分をしていることが必要です。

※ 被災家屋が矢吹町に所在する場合については、「平成23年度固定資産課税台帳登録記載証明書の添付は必要ありません。

※ 他の特例（新築住宅特例等）の適用がある場合は適用後税額に適用します。

●償却資産に対する特例

(4) 被災代替償却資産の特例について

特例の概要

東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者等が当該被災償却資産に代わる償却資産（被災代替償却資産）を平成28年3月31日までの間に、一定の被災区域内において取得した場合に、その後の4年度分の固定資産税の課税標準額を価格の2分の1とする。



【対象者】

- ① 被災償却資産の所有者
- ② 被災償却資産の所有者に相続が生じたときの相続人
- ③ 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人または合併により設立された法人等

【必要添付書類】

- ① 被災償却資産の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地等を証明する書類
⇒「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」及び「商業登記簿謄本（法人のみ）」
- ② 被災した償却資産が東日本大震災により滅失、損壊した旨を証する書類
⇒除却又は売却等の処分をしたことがわかる書類
- ③ 被災償却資産が存したことを証明する書類
⇒「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書等」
- ④ 相続人等が特例の適用を受けようとする場合は、相続人等に該当する旨を証する書類
⇒「戸籍謄本等」
- ⑤ その他、町が必要と認める書類

※被災償却資産と代替償却資産は同じ種類であることが条件となります。

※ 被災償却資産が矢吹町に所在する場合には、「平成23年度固定資産課税台帳登録記載証明書の添付は必要ありません。

※ 他の特例（新築住宅特例等）の適用がある場合は適用後税額に適用します。

原子力災害関係

(5) 原子力災害による代替固定資産の特例

特例の概要

東日本大震災を原因とする原子力災害の警戒区域内に警戒区域設定日時点で所在した固定資産税の所有者等が、代替資産を取得した場合には、代替資産に係る固定資産税の軽減措置を受けることができます。

特例の内容

代替資産	代替取得期間	取得場所の制限	特例の概要
住宅用地	警戒区域設定日 ～ 警戒区域解除日から一定の期間内	なし	取得後3年度分は住宅が建設されていなくても特例住宅用地とみなす。
家屋		なし	取得後4年度分は税額の2分の1相当額、その後の2年度分は税額の3分の1を軽減する。
償却資産		災害救助法適用区域	取得後4年度分は課税標準額を2分の1とする。

※申請における添付書類については東日本大震災による代替取得特例と同じです。

<申告の要領>

- 1 東日本大震災における代替資産に係る固定資産税の特例適用申告書は、税務課の窓口で受領するか町ホームページからダウンロードしてください。
- 2 申告書は資産土地・家屋及び償却資産の2種類がありますので、該当する申告書に記載の上、必要な添付書類と一緒に提出してください。
- 3 申告期限は、特例の適用を受けようとする年度に属する1月31日となっております。(※平成24年度の固定資産税について適用する場合は、5月31日までに提出をお願いいたします。申告書提出後に税額を更正いたします。)
- 4 矢吹町において特例の適用該当者を把握できた場合は、直接、申告書を送付いたします。該当の有無を含め、御不明な点や詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

矢吹町役場 税務課

☎ 0248-42-2113

